平成２６年（フ）第１１０号
奈良県生駒市山崎町10番24号　前田ハイツ103
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　光行
4　破産債権の届出期間　平成26年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月８日午前10時10分
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３３号
愛媛県東温市樋口1410番地の２
債務者　森貞建設株式会社
代表者代表取締役　森貞　真二
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　破産債権の届出期間　平成26年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６５号
島根県浜田市長浜町1621番地
債務者　浜田観光株式会社
代表者代表取締役　安井　慎二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桂　秀次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１８号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目４番３号
債務者　株式会社ケイン
代表者代表取締役　後藤田義臣
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５３号
大阪市淀川区宮原４丁目４番63号　新大阪千代田ビル別館５Ｆ－Ａ
債務者　ハードマテリアル株式会社
代表者代表取締役　嶋松　正昭
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３号
さいたま市桜区西堀５丁目２番10号310
債務者　有限会社ベルモック
代表者代表取締役　鈴木代市郎
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７０７号
大阪市中央区東高麗橋３番７号　住長ビル
債務者　株式会社山菱
代表者代表取締役　山本　　忠
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５０号
大阪府枚方市岡東町14番16号
債務者　有限会社ＥＢＩＳＵ
代表者取締役　松村　　實
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６８号
大阪市東成区東小橋２丁目２番21号
債務者　株式会社ＲＰＳセンター
代表者代表取締役　巽　　年弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６９号
大阪市東成区東小橋２丁目２番21号
債務者　株式会社ピポット
代表者代表取締役　巽　　年弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０５号
大阪市淀川区宮原４丁目４番50号
債務者　株式会社リプロ
代表者代表取締役　小山　敬生
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７３０号
大阪市中央区本町１丁目５番７号　西村ビル
債務者　有限会社エス・アンド・ケイ・カンパニイ
代表者取締役　太田　勝英
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２５号
大阪府寝屋川市池田北町16番５号
債務者　電合化工有限会社
代表者代表取締役　松尾　義已
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越田　英理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５号
埼玉県春日部市緑町２丁目８番51号
債務者　丸雄山口建設工業株式会社
代表者代表取締役　山口　憲雄
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久山　竜治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５６号
北海道石狩郡当別町美里1654番地14
債務者　株式会社当別上田商店
代表者代表取締役　上田　正英
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８２号
大阪市大正区千島１丁目７番３号
債務者　コウセイ運輸株式会社
代表者代表取締役　寄川　孝弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５４号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
債務者　株式会社シー・アイ・エス
代表者代表取締役　川﨑　信孝
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部